

事務連絡
令和2年10月6日

各都道府県バス協会 専務理事様

公益社団日本バス協会
理事長 石指 雅啓

「GoToトラベル事業」における
新型コロナウイルス感染拡大予防対策に関する協力のお願いについて

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。「GoToトラベル事業」については、10月1日より、これまで除外されていた、東京都民ならびに東京を目的地とする旅行・宿泊が事業の対象になりました。今後、GoToトラベル事業の利用者が増加し、バスの利用が促進されることを期待するところです。

さて、こうした中、GoToトラベル事務局より、10月2日付で事務連絡がありました。GoToトラベル事務局では、「GoToトラベル事業」の継続、成功の鍵は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策であるとの考え方のもと、事業に参画する全宿泊施設への感染拡大予防対策の実行状況調査や、旅行会社に対して旅程に組み込む運送機関等が感染予防対策を取っていることの確認を求めるなどの取組を行っているところです。今般、GoToトラベル事業でバスを運行されるバス事業者について、下記1.の取組の徹底及び、下記2.の協力について要請がありましたので、ご理解の上、ご協力いただきますよう、各都道府県バス協会での周知をお願いいたします。

なお、バス事業は重要な公共交通機関であることから、GoToトラベル事業にかかわらず、改めて、感染予防対策を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1. 「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」および「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守徹底すること。
2. 旅行事業者が主催するツアーで感染者が発生した際に、旅程に組み込まれた運送機関にGoToトラベル事務局が「感染予防対策ガイドライン」の遵守状況等の調査を行う場合があり、その際には調査へ協力すること。

以上

